

大獄、河野の三氏は、犠牲者となつて、検事局送りとなつた、その高岡氏は、治安警察法に依り、二外月に處せられたが、執行猶豫となつた。幸か不幸か？

嗚呼悲風慘雨の當年を思ふとき、吾が腕は鳴り、眼には、無念の涙止まず。

2. 悲壯なる犠牲者の遺書

心ある者は神戸製鋼所の生んだ上谷清逸君(元第六工場在職)を追憶せよ、彼れは全く階級戦線の名譽ある戦死者である。社会は之等の尊き犠牲に依りてのみ淨化されるのである。而かも彼れが死に臨んで尙資本家の横暴を鳴らし労働者の結束を説いた。吾等が彼れの遺書を見る時血湧き肉躍ると共に、而も涙の止め難きものがある。我等は彼れの死を弔ふて泣くを止めて逝ける同志の意志を貫徹すべく弔合戦をしなければならぬ、そして彼れの死をして意義なきものたらしめてはならぬ、左に冤罪を雪ぐため憤死をした同君の遺書を

を吞んで死にます、敵を取つて下さい、お経より最後の勝利を望みます」

3. 不具者の誠首

十一年五月、不具者の誠首は、如何に酷であつたか、飢餓の恐怖に襲はれては、危険なりと知る仕事も、之を拒む権利を持たぬ労働者は、生れも付かぬ、不具者となる運命を持つてゐる。幼き時より、工場労働者として、他に職業のあらふ筈なく、己れを不具者にした工場以外に、糊口をしのぐ所はない彼等は薄給なる勞賃に甘じ、其の油小屋、其の圓面小屋、其道具番を、命の綱と死守して居た。俄然彼の耳をつんぐく聲！其は、不具者誠首の噂であつた、嘘だ！戯談だ！彼等は打ら消し乍らも、彼の心は不安に滿ちて居た。老父母！妻子！飢餓！悲しい思ひは、打ち消そうにも、消されなかつた、無根の風説たれと願つたが其甲斐もなく、事實として、彼等の前に突き付けられたものは、自及の比

掲げる、之れを讀んで悲憤の拳を握らざるものは我々の敵である。

上谷 清逸

「諸君よ、私は知らずに貰つた金のために主義を賣り、友を賣り、理想までも屈げなければならぬとされた、私の立場悲觀して又今の場合のがれる道もなく、私は死を選びます、指の負傷手當金だと思ふたのが私を買収する爲めの金であつたのです、其の金は全部使つたのです、返へすにも返へさないのです、死に而して諸君に御願ひする事は私の死に依つて諸君は何等かのヒントを得て益々結束を強うして横暴なる資本家を倒す迄戦はれん事を呉れ、諸君に御願ひする次第であります」友愛會神戸聯合會樓上にて書す

向川崎三菱の大労働争議の際に於て△△の狂及に件れた常峰俊一君の遺書を掲ぐ

「裏切つた人間と工場の壓迫とに依つて恨み

首であつた。「政府が改正せんとする工場法適用せらるゝときは、從來當製鋼所の支給せる扶助手當より、少額なれば、將來解雇せらるゝ場合は、現在よりも不利益である、此際潔く辭職する時は、以前支給した特別手當と同額の特別手當を支給し、尙其上解雇手當を支給すべし。若し此際辭職せざる者は、支給を減額すべく、尙左の書式に捺印して提出す可べきものである」と傳へた。

會社の都合上二十六日より前記日給引下改正候一段承知仕候引續き會社に勤務候に就ては熱心業務を相務め規則は勿論御申聞かし相成候左記事項は確實に相守り異存無之候に付爲後日本書差入置候也

一、改正日給に依り引續勤務スルモノニシテ爾後病氣其他ノ事故ニ依テ辭職スルトキハ一般辭職者同様ノ取扱トナシ解雇手當及特別手當ヲ支給セズ

一、引續キ勤務スルモノニシテ會社ノ都合